

上水道訓令甲第4号

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年12月28日上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第10号中「後8週間」を「後1年」に改める。

第11条第9項中「、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削る。

第11条の3第3項中「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である者」を削る。

付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。